

令和7年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和7年12月11日(木)

東洋町議会

余 白

令和7年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年12月11日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名) 議長 福島 登 君 副議長 廣田 斎史 君
1番 大坪 千倫 君 3番 安岡 良仁 君
4番 高畠 俊彦 君 5番 武山 裕一 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	田岡 いずみ 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
産業建設課長	生田 憲一 君
教育次長	生松 克祐 君
住民課長	田岡 伊織 君
住民課長	手島 憲作 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	足達 善亮 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 高畠 俊彦 君 5番 武山 裕一 君

令和7年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和7年12月11日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第43号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第44号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第45号 東洋町看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第46号 東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第47号 東洋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第48号 東洋町税条例の一部を改正することについて

- [日程第10] 議案第49号 令和7年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第50号 令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第51号 令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第52号 令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第53号 令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第54号 令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 委員会報告 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会の報告について(最終報告)
- [日程第17] 委員会報告 総務教育民生常任委員会の報告について(保育・学校訪問)
- [日程第18] 委員会報告 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会の報告について(中間報告)

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和7年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、条例7件、補正予算6件の計13件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和7年8月から10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年10月実施の定期監査の報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告が代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

皆さんおはようございます。

本日、令和7年東洋町議会第4回定例会を招集いたしましたところ議員各位におかれましては、師走を迎え何かとご多忙のなかご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、本定例会への上程案件につきまして執行部からは議案として条例7件、令和7年度の補正予算6件の計13件の議案の提出をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ適切なご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げます。

まず、令和7年度の補正予算についてでございます。

本定例会提出の一般会計補正予算第3号でありますけれども、減額予算となっております。

その減額の主な要因の一つとして白浜海岸観光活性化事業における白浜グランピング整備に関する委託料6,100万円を減額させていただきました。

これにつきましては、4月に国の地方創生第2世代交付金の採択後に地域の関係者と協議をするなかで、とりわけ設置位置について厳しいご意見をいただいたことで3基設置から1基へとの変更案もありましたけれども同施設の規模を縮小することによりましてサービス内容や設備投資に対する費用対効果また、規模縮小での事業実施が可能なのかなども含めて見直しましたところ実施は困難と判断をしたところであります。

本年3月議会でせつかく認めていただきました本件予算が執

行不能となりましたことに深くお詫びを申し上げます。

なお、東洋町自然休養村管理センターの大規模改修工事につきましては、完成時期が遅れますけれども予定どおり実施をしております。

続いて令和7年度の主要事業の取組について進捗状況など簡単にご報告をさせていただきます。

まず、デジタル防災行政無線整備事業につきましては、10月15日に株式会社国際電気と本契約を締結し、工期は令和9年3月としております。

各世帯におきましては、タブレット端末の希望の有無に係るアンケート調査へご協力を頂きましたことに感謝申し上げます。

次に、甲浦保育園の高台移転につきましては、測量、地質調査、開発費用の検討などを踏まえたなかで高台造成の整備場所を特定いたしましたところ、大規模な開発範囲となったため開発許可などに至るまでに相当の時間を要することとなりましたので、工事着手が大幅に遅れ、現時点では、令和9年1月着工を目指しております。

次に、野根地区公衆トイレ整備は工期を延長し、来年2月完成予定となります。

次に、サル駆除の取り組みについては、サルへのGPSの装着に大変苦慮しております未だ装着には至っておりません。

捕獲オリの購入につきましては、本町有害鳥獣被害対策協議会において発注済みで納品に併せてサルの追い払い講習会を実施することとしております。

今年度も残り僅かとなっておりますが、適切に予算執行できるように取り組んでまいります。

続いて令和7年度を国勢調査についてでございます。

本年は5年に1度の国勢調査の年でありましたが前回、令和2年調査の2,194人から1,849人という結果でありまして、5年間で345人のマイナスとなっております。

本町の人口減少には歯止めがかかっていないことには変わりありませんけれども、平成から令和にかけて過去7回の調査結果と比較してみますと人口減の流れが多少は緩やかになってきたのかなと思ったところであります。

本町の直近の社会増減ですが、令和5年度はマイナス7名、令和6年度はマイナス6名、本年11月末ではプラス2名にまで改善していることから、今回調査にも移住促進の効果が多少反映されたのかなと考えております。

しかしながら、自然減という状況が続いておりまして本町の人口減少の課題の一つが若年層の流出によります少子化であります。

その背景のなかに新婚を迎えられたカップルが暮らす住宅がないというところがあります。

この課題が続いているからこそ新婚夫婦が町外へ転出してしまいうイコール少子化を招いているというこの現状を何とか解決していかなくではなりませんので、来年度へ向けて新たに若者定住対策に着手をまいります。

続いて南海トラフ地震対策についてでございます。

本年10月に高知県版の新たな南海トラフ地震による最大クラスの震度分布、津波浸水予測が公表されました。

本町には9基の津波避難施設を整備しておりますけれども、うち3基、これは白浜第1、白浜第2、そして小池ですけれども、この3基は最大クラスの津波浸水予測に対して高さや耐浪性が不足しているため、建替もしくは補強などの再整備が必須となっ

ております。

木造住宅耐震改修につきましては、町民の皆様方のご協力もありまして耐震率は約50パーセントにまで上がってきておりますが、さらに家具転倒防止策など命を守るための対策を引き続き実施をまいります。

そしてまた、地震津波から守った命をつなぐ対策も引き続き行ってまいります。県備蓄方針の基本備蓄品8品目の備蓄状況が未達成でありますので早急に整備を進めてまいります。

本年は、本町防災士連絡会と連携をし、町民の皆さま方を対象とした6月の防災研修会に続き11月の津波避難訓練には124名、甲浦小学校体育館での避難所運営訓練には26名の参加がありました。

また、本町避難施設間での情報伝達訓練も実施し、災害時の通信手段の確保に向けて確認をしたところであります。

その避難所となる学校体育館などへの空調設備につきましてはも次年度以降に整備を進めてまいります。事前防災対策を行政と地域そして各家庭との連携、役割分担によって災害に強い町づくりを進めてまいりますので引き続きのご理解ご協力をお願い申し上げます。

続いて本町で開催されました秋のイベント行事などにつきましてご報告をさせていただきます。

9月20日には、野根川清流保全協議会主催の野根川鮎まつりが開催されまして、鮎釣り体験、鮎と鰻のつかみ取り、鮎の炭火焼きなどが行われました。同協議会におきましては、野根川桜並木の現状からも植替えを検討されております。

10月25日には、集落活動センターなぎ主催のハロウィンイベントが行われました。本年も多くの町民の皆さま方が参加する

なか、子どもから大人までが様々な仮装を披露され、高知大学との連携のもと、賑やかで華やかな一日となり、本町秋の風物詩として定着をしております。

10月26日、27日には、東洋町文化協会主催の第49回東洋町文化祭が開催され、趣味の作品展や演芸大会が行われました。

来年度は、いよいよ国内最大規模の芸術と文化の祭典よさこい高知文化祭2026が開催されます。

その年にちょうど50回目という節目を迎えられます東洋町文化祭もその祭典のなかで地域文化の発信事業という位置づけとして開催されることとなっておりますので、会員の皆様方からは、より多くの作品を出展していただき、その作品が全国に向けて広く周知をされ本町の文化芸術の振興にさらに磨きがかかりますとともに本町の魅力発信につながることに期待をしているところであります。

11月8日、9日には、東洋町観光振興協会主催のビーチサッカーフェスが行われ現日本代表選手によりますビーチサッカー体験会をはじめ四国ビーチサッカーリーグアンダー15大会が行われました。

本町白浜海水浴場は、ビーチサッカーの適地として本年から四国リーグの会場として活用されておりますが、次年度は全国大会の候補地として選定されております。白浜海水浴場の新たな活用ということからもビーチサッカー大会の招致に取り組んでいきたいと考えております。

そしてまた、地域住民が主体となった活動実績も出てきておりまして、野根地区婦人会によります「のねっ子食堂」も定着し、毎回大盛況に終え、名留川地区では漬物や味噌などの製造販売、

中村、押野地区では、田園一面に広がるコスモス畑を耕作し、集落活動センター「なぎ」では東京アンテナショップまるごと高知へ芋の加工品を出品するなど一段と活気を感じているところがあります。

続きまして地区懇談会についてでございます。

3年目を迎えました地区懇談会では、地域の皆様方から直接ご意見をお伺いする貴重な場と捉えておりまして本年も、町内14会場で開催いたしましたところ、各地区長をはじめ参加していただきました町民の皆様方には大変お世話になりました。

懇談会では、身近な行政の取り組みとして、この町で暮らす町民の皆様方からニーズを伺いそれを可能な限り実現していくことを目的としております。

各地区から多くのご意見ご要望いただきましたことは、行政を運営するなかで有意義な意見交換会となりましたことに感謝をいたしております。

各地区からのご意見は、今後の町政に活かし、ご要望につきましては実行可能なことから取り組んでまいります。

引き続き、町政運営に関しましてご理解ご協力をお願いいたします。

続いて野根小中学校一貫校への移行についてでございます。

本町教育委員会では、少子化を迎えた中での学校再編に向けて取り組んできたところであります。

地域の社会資本施設である学校を地域からはなくさないということを基本に、野根中学校と現在休校の野根小学校を小中一貫校へと移行し、野根小学校を拠点とすることにいたしました。

移行期間を設けておりまして、野根小学校への移転につきましては、次年度2学期の開校を目指しておりますので学校関係者の

皆様方にはご理解ご協力をお願い申し上げます。

現在、野根中学校の生徒は6名、内1名が本年度卒業予定で、次年度は野根小学校へ1名が入学予定のため全校児童生徒数6名となります。

また、山村留学制度を導入しておりまして現在は中学生1名ですが、新たに小学生1名、中学生1名が山村留学を希望しております。

12月16日には、ICTを活用し、甲浦小学校と守口市立小学校との交流事業を予定しておりますが、このデジタル技術を活用した交流事業の取組が小規模校の本町各学校で定着することを期待しております。

続いて四国8の字ネットワーク道路整備要望活動についてでございます。

本年度も四国8の字ネットワーク整備促進東南部連盟一般国道55号阿南安芸自動車道及び国道493号整備促進期成同盟会、奈半利室戸道路建設促進協議会の一員として四国地方整備局をはじめ国土交通省、財務省、県選出国會議員へ予算確保の要望活動を行ってまいりました。

とりわけ、未事業化区間となっております海部牟岐間、牟岐美波間の2路線につきましては、高知県東部徳島県南部の人口減少対策をはじめ産業、観光振興、経済効果に大きく影響する道路であることを説明し要望したところであります。

両県エリア発展のために、8の字ネットワークが早期につながりますよう2路線の事業化決定に向けまして引き続き強く要望活動を行ってまいります。

続いて町議會議員選挙についてでございます。

任期満了に伴う東洋町議會議員選挙の執行日は、来年1月20

日告示、25日投開票と決定をしております。

また、同選挙説明会を12月23日火曜日の午後4時から役場町民会館で行われます。

現職議会議員の皆様方との議会定例会は、今回で最後となりますが毎回のよう議案に対する質疑やご指摘、本町課題に対する質問を受けまして執行部側も丁寧な答弁や適切な予算執行に努めてまいりましたが、結果として行き届かなかった点至らなかった点多々ございました。

現執行部体制も3年目を迎えておりますが、その反省も踏まえての行政運営を心掛けてまいりますので地方自治における行政と議会は車の両輪と言われますように本日から8日間が東洋町の未来を築くための定例会となりますことを祈念いたしております。

少し早めのごあいさつとなりますが現職議員各位におかれましては、任期中の議会運営で大変お世話になりましたことに感謝を申し上げます。

続いてライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に広報とうようや、東洋町議会だよりをはじめ町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。

外出先でも町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され大変便利です。町民の皆様方にぜひご利用頂けたら幸いです。

結びに町民の皆様方におかれましては、師走を迎え何かと慌ただしい時期となりましたが健康にご留意をされ健やかに新年を迎えられますことをご祈念申し上げます。

議長	<p>以上、簡単ではございますけれども令和7年東洋町議会第4回定例会の行政報告とさせていただきます。</p> <p>ご清聴ありがとうございました。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により4番、高島俊彦君並びに5番、武山裕一君を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高島議会運営委員長。</p>
議会運営委員会委員長	<p>(高島 俊彦 議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>令和7年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>12月8日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等につきまして協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日11日から12月18日木曜日までの8日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日11日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、18日に再開し審議、採決の後に一般質問を行う。</p> <p>議案質疑は一問一答方式の時間制とし議案全体で質疑討論を合わせて時間を1人1時間以内とする。また、執行部の答弁時間</p>

も1時間以内とする。質疑討論答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし質問全体で質問時間を1人40分以内とする。また、執行部の答弁時間も40分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会議事規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

議案質疑の通告期限は12月12日金曜日正午まで、一般質問の通告期限も12月12日金曜日正午までとする。

次に、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書、mRNAワクチン接種事業の中止の意見書を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件から日程第15、議案第54号、

議長

令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第1号を定めることについてまでの13件をこの際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

それでは本定例会提出の議案への理由説明をさせていただきます。

議案提案理由説明書の1ページからお願いをいたします。

議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

本年の人事院勧告により宿日直手当及び通勤手当の引上げ、民間給与との較差を解消するため職員の給料の引上げ及び職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数0.05月分を引上げるために本条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

続いて議案第43号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

続いて議案第44号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議案第43号及び第44号については関連がございますので、一括してご説明いたします。

本年の人事院勧告により一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給月数を引上げることを踏まえ特別職の期末手当の年間支給月数を近隣町村との権衡を図るため、0.05月分引上げる改正、また東洋町特別職報酬等審議会の答申書のとおり町長等の給料及び議員報酬を引上げるため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて4ページからお願いいたします。

議案第45号東洋町看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正することについて地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和9年4月開校予定の東部地域多機能支援施設について令和8年度から受講者の募集が開始されることに伴い奨学金の償還免除要件の見直しが必要となったため本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては住民課長が説明をいたします。

続いて議案第46号、東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正することについて地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年6月1日に施行されたことに伴い、引用している政令の各条番号にずれが発生したため本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

6ページからお願いいたします。

議案第47号東洋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業の実施に当たり、運営等の基準を定める必要があるため本条例を制定するものでございます。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

続いて議案第48号、東洋町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決

を求めます。

令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い本町の税条例を改正しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税における特定親族の創設に伴う改正などとなっております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

8ページからお願いいたします。

議案第49号、令和7年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ7千508万5千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれに42億9千845万2千円とするものでございます。

歳入では地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入、町債などを計上しております。

歳出では東洋町特定地域づくり事業協同組合補助金、物価高騰対応重点支援事業費、障害福祉サービス等給付費、甲浦保育園高台移転敷地造成測量設計委託料、物価高対応子育て応援手当給付金、野根海岸高潮対策事業県負担金、甲浦小学校白蟻駆除工事費、野根小学校受電設備設置工事費などを計上しております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて議案第50号令和7年度東洋町国民健康保険事業特別

会計補正予算第3号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ58万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5千447万1千円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では人事院勧告に伴う人件費を計上しております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

10ページからお願いいたします。

議案第51号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ280万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8千271万9千円とするものでございます。

歳入では国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では人事院勧告に伴う人件費介護保険システム改修委託料を計上しております。

なお、内容につきましては住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続いて議案第52号、令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日

提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ36万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2千164万6千円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では人事院勧告に伴う人件費を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

12ページからお願いいたします。

議案第53号、令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算第2号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

収益的支出において、人事院勧告に伴う一般職給料で20万2千円、印刷製本費で4万円、起債償還利子で9万5千円を計上しております。

資本的収入において甲浦インター線下水道管移設工事補償費で497万円、資本的支出では、建設企業債元金償還金で1千円を計上しております。

なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第54号、令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第1号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議長	<p>収益的支出について人事院勧告に伴う一般職給料で13万円を計上しております。</p> <p>資本的収入において、甲浦インター線水道管移設事業補償金で647万9千円を計上しております。</p> <p>なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。</p> <p>議案関係資料の1ページ、新旧対照条文の1ページをお願いします。まず、新旧対照条文にてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、人事院の勧告により宿日直手当及び通勤手当の引上げ、民間の職員の給与較差を解消するため期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.05月分の引上げと、一般職の職員給料を引上げる改正でございます。</p> <p>今年度分を第1条で、令和8年度分を第2条に分けております。</p> <p>まず第1条、今年度分についてでございます。</p> <p>第13条、宿日直手当について現行左側の4,400円を、右側の改正後において4,700円に、また6,600円を7,050円に改正をしております。</p>

次に、第14条、通勤手当について3ページをお願いします。

第2項第2号、ウからでございます。

片道が10キロメートル以上である場合にそれぞれ通勤距離に応じて手当額を引上げておりますのでこちらにつきましては、後ほどご参照ください。

4ページをお願いします。

12月期末勤勉手当について、それぞれ0.025月分ずつ引上げる改正でございます。

第16条第2項、期末手当一般職の職員について5ページに移ります。100分の125を0.025月分引上げ改正後12月に支給する場合には100分の127.5としております。

第3項定年前再任用短時間勤務職員再任用職員でございますが、先ほど説明しました12月分の支給割合の読替え分の追加となり現行の100分の70を0.025月分引上げ、改正後12月分の支給割合として100分の127.5とあるのは100分の72.5としております。

第17条第2項第1号、勤勉手当一般職の職員について6ページをお願いします。

現行100分の105を0.025月分引上げ改正後12月に支給する場合には100分の107.5としており、第2号再任用職員では、現行の100分の50を0.025月分引上げ改正後12月に支給する場合には100分の52.5としております。

次に、議案関係資料の2ページをご覧ください。

行政職給料表の改正でございます。

1級から6級まですべての号級で改正があり8,300円から1万2300円の幅で増額となる改正でございます。

10ページをお願いします。

附則第1条、公布の日から施行し、第2項、令和7年4月1日からの適用でございます。

新旧対照条文の7ページに戻ります。

第2条では、令和8年度の期末勤勉手当についてでございます。

第16条の期末手当、第17条の勤勉手当とも今年度の年間引上げ分0.025月を6月と12月の2回に振り分けるため半分の0.0125月分をそれぞれ今年度、6月の支給割合から引き上げる改正としております。

令和8年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第43号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案関係資料12ページから、新旧対照条文10ページからでございます。

新旧対照条文にてご説明いたします。

この改正は、先の議案を踏まえ今回、近隣市町村の特別職の期末手当率を勘案し特別職の期末手当を0.05月分引上げる改正また、東洋町特別職報酬等審議会の答申書のとおり町長等の給与を引上げる改正をしております。

第1条、今年度分についてです。

現行100分の165を0.05月分引上げ、改正後12月に支給する場合には100分の170としております。

11ページに移ります。

第2条では、令和8年度の期末手当について今年度の年間引上げ分0.05月を6月と12月の2回に振り分けるため、半分の0.025月分を今年度6月の支給割合から引上げる改正をして

おります。

議案関係資料13ページをお願いします。

附則第1条第1項、この条例は公布の日から施行するとし同条第2項改正後の給与等条例の規定は令和7年4月1日から適用するとしております。

新旧対照条文の12ページに戻ります。

第3条では、東洋町特別職報酬等審議会の答申書のとおり現在の給料額より15%引上げる改正となっております。

別表第2条関係、副町長の給料について、55万3千円を63万6千円に教育長の給料について51万7千円を59万5千円に引上げる改正をしております。

議案関係資料13ページをご覧ください。

附則第1条の2行目からになります。

第3条の規定は令和9年4月1日から施行するとしております。

新旧対照条文の13ページに戻ります。

第4条では、東洋町特別職報酬等審議会の答申書のとおり別表第2条関係、町長の給料について63万5千円を73万1千円に引上げる改正をしております。

議案関係資料の13ページをご覧ください。

附則第1条の3行目からになります。

第4条の規定は公布の日以降において初めてその期日を告示される地方公共団体の長の選挙により選出される東洋町長の任期が始まる日から施行するとしております。以上でございます。

続きまして、議案第44号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案関係資料14ページから新旧対照条文14ページから新旧対照条文にてご説明いたします。

この改正は、町長等の給与と同様でございまして、議員報酬の期末手当につきましても0.05月分引上げる改正また、東洋町特別職報酬等審議会の答申書のとおり議員報酬を引上げる改正をしております。

第1条、今年度分についてでございます。

現行100分の165を0.05月分引上げ、改正後12月に支給する場合には100分の170としております。

16ページをお願いします。

第2条では、令和8年度の期末手当について今年度の年間引上げ分0.05月を6月と12月の2回に振り分けるため、半分の0.025月分を今年度6月の支給割合から引き上げる改正をしております。

議案関係資料15ページをお願いします。

附則第1条第1項、この条例は公布の日から施行するとし、同条第2項改正後の報酬条例の規定は令和7年4月1日から適用するとしております。

新旧対照条文の18ページに戻ります。

第3条では東洋町特別職報酬等審議会の答申書のとおり現在の報酬額より2万円引き上げる改正となっております。

第2条、議員報酬、議会議長について23万3千円を25万3千円に、議会副議長について19万1千円を21万1千円に、常任委員長、議会運営委員長について17万4千円を19万4千円に、議員について16万3千円を18万3千円に引上げる改正をしております。

議案関係資料15ページをご覧ください。

<p>議長</p>	<p>附則第 1 条の 2 行目からになります。</p> <p>第 3 条の規定は、公布の日以降において初めてその期日を告示される一般選挙により選出される東洋町議会議員の任期が始まる日から施行する。としております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>私からは、議案第 4 5 号から 4 7 号までをご説明させていただきます。</p> <p>それでは議案第 4 5 号東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を改正することについてご説明いたします。</p> <p>議案関係資料は 1 6 ページ、新旧対照条文は 1 9 ページ、それと資料として A 4 横の東部地域多機能支援設備整備事業というタイトルの資料を用意させていただいております。</p> <p>なお資料の方にちょっと議案番号の付番が抜かっておりまして失礼いたしました。</p> <p>A 4 横の資料の方をまずご説明をいたします。</p> <p>東部地域における現状課題といたしまして、単位人口あたりの医療病床数や、介護施設定員がほかの圏域よりも少ないことから東部地域において在宅サービス提供が促進されるよう、各事業所を支援する拠点として東部地域多機能支援施設を整備することが検討されてきました。県の財政負担によりまして、平成元年に安芸市宝永町にサテライト教室のハード整備がなされました。</p>

拠点整備による主な効果として看護人材の育成確保、訪問看護等在宅サービスの効率的な提供体制の構築、障害者歯科診療の提供などが挙げられますが、資料の右側部分のこれまでの経過にもございますように、幾たびか計画の見直しが行われてきました。

資料の最下段にありますように令和7年2月6日に民間事業者と基本協定が締結され令和8年度に受講者の募集を行い、令和9年度から開校という運びになりました。

資料右側のこれまでの経過の下段の囲み部分に記載がございますようにこの施設につきましては、令和6年11月に、安芸郡内の各市町村が、県と同程度の奨学金制度を創設することで合意をしており、令和8年度から受講者の募集が開始されますことから、令和7年度中の条例改正が必要となったものでございます。

それでは新旧対照条文の19ページをお願いします。

今回の改正は、奨学金の償還免除に関する規定の改正となります。

20ページをお開きください。

第9条第1項第1号の2新設でございます。

先ほど申しました安芸郡内の各市町村と償還免除の要件を同程度とするための条文を追加しております。

内容につきましては、この施設を卒業した者については本町に住所を有していなくても安芸郡市内のいずれかに住所を有し指定医療機関等に従事した期間が貸付期間の1.5倍に相当する期間に達すれば償還金が免除されるというもので、この条文の追加により安芸郡内の各市町村と償還免除の要件を揃えるものでございます。

21ページをお願いします。

第2号の削除部分につきましては、前号において、以下この項

において同じとしたことから、重複する箇所を削除したものです。以上でございます。

続きまして議案第46号、東洋町における高齢者障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料は18ページ新旧対照条文は22ページです。

新旧対照条文にて説明いたしますので23ページをご覧ください。

まず本条例は、広場や休憩所、駐車場、トイレ、手洗場などの特定公園施設の設置基準を定めるものとなっております。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年6月1日に施行されましたが、改正の概要は、トイレや駐車場などのバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について所要の見直しが行われたものであります。

今回の政令改正に伴い引用している政令の条番号にずれが発生したため新旧対照条文のアンダーライン箇所、第21条を1条繰下げ第22条とするものです。

今回条ずれとなっております政令第22条は、施設の案内設備に関して規定されているものですが今回の改正では、条ずれのみで条文の内容等に変更はございません。以上でございます。

続きまして議案第47号東洋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについてご説明いたします。

議案関係資料は19ページそれと資料としてA4縦3枚組の

こども誰でも通園制度をというタイトルのリーフレットを用意させていただいております。

すいません、こちらの方も議案番号が抜かっておりまして失礼いたしました。

こちらのリーフレットの方をご覧ください。

この通称こども誰でも通園制度と呼ばれている乳児等通園支援事業について簡単にご説明いたしますと、乳児および未就学児を一時的に通園させ保護者の就労、疾病、急用等の事情に際して保育を確保するための送迎、一時保育を支援する制度となっております。リーフレットの1ページ目に記載がございますように保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の乳幼児が対象となっております月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能な制度となっております。

それでは、条文の概要説明をさせていただきますので、議案関係資料の19ページをお開きください。

本条例は、東洋町における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるもので児童福祉法の趣旨に沿い利用する乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを目的としております。

20ページをお開きください。

第3条では、最低基準の設定意義を明確化し心身の健やかな育成を基盤として確保すること、そして町が最低基準を常に向上させる努力を続けることを規定しております。

第4条では事業者は最低基準を超えて設備運営を向上させなければならない、最低基準を理由に向上を低下させてはならないこと、さらには保護者などの意見を聴いたうえで、最低基準を超える向上を勧告できる権限を町長に付与する仕組みが示されております。

21ページをご覧ください。

第5条は一般原則として利用児童の人権を最大限に尊重し、一人ひとりの人格を尊重する運営姿勢を基本とすること、地域社会との交流、連携を図り運営内容を保護者や地域に適切に説明、公表するよう努めることについて規定しております。

22ページに移ります。

具体的な安全、防災、衛生、人材育成等の運用につきましては、第6条で災害時の備えと訓練について、第7条で安全計画の策定、周知、見直しについて、23ページに移ります。第8条で、移動送迎を含む日常の安全管理について、第9条と24ページに移ります。第10条で職員の資質研修について規定しております。

利用者に直接関わる規定といたしましては、第12条で利用乳幼児の平等取扱いの原則について、第13条で虐待等の禁止について、25ページに移ります。第14条で衛生管理と感染症予防の研修について、第15条で、食事提供を想定した設備要件について、第16条で運営上の重要事項について26ページに移ります。第17条で帳簿の整備について、18条で職員の守秘義務について、27ページに移ります。第19条で、苦情対応について規定しております。

これらは日常の運営と保護者との連携を密にするための基本的な枠組みとなっております。

次に区分に関する規定として第20条では、一般型と余裕活用型を区分しております。

ページ数は27ページから34ページまでになりますが、一般型には第21条から24条にかけまして設備基準、職員の配置基準、支援内容、保護者との連絡について規定しております。

走り走りの説明となってしまう申し訳ございませんが、34ページをお開きください。余裕活用型につきましては、第25条から第26条で、各区分に応じた設備や職員の基準について定め、定員に余裕がある場合の活用を想定しております。

最後に、第27条では、記録の電磁的記録による作成を認め事務のデジタル化を促進する一方で記録の正確性、機密保持、適正管理を確保する仕組みを規定しております。

お時間の都合もございますので、ここまで走り走りの説明となってしまうましたが、要約いたしますと、本提案は、こども誰でも通園制度の設備及び運営の最低基準の引上げと、地域実情に応じた向上を促す仕組みを柱としつつ利用者の人権尊重、安全、衛生、苦情対応職員の資質、研修、保護者との連携、記録のデジタル化を総合的に位置づけた体系となっております。

審議に際しましては、最低基準向上の具体的な運用方法、勧告の手續と実行の仕組み、職員の教育訓練の実施体系、記録管理体制の整備状況などを焦点としてご確認いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(福島 登 議長)

田岡税務課長。

(田岡 いずみ 税務課長)

おはようございます。

私からは、議案第48号東洋町税条例の一部を改正することについてご説明をさせていただきます。

議案関係資料は36ページから42ページ新旧対照条文につ

議長

税務課長

きましては、24ページから32ページまでとなっております。

今回の条例改正は、令和7年度地方税法等の改正により、令和8年1月1日から施行される個人住民税の控除創設などについて本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照条文により主要な改正内容をご説明します。

24ページ第18条では、公示送達について改正を行っております。

公示送達とは、送達すべき相手方の住所や居所その他送達すべき場所が不明なことなどで書類の送達が不可能な場合は、本町の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度です。

賦課徴収などに関する書類は、送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合では、その送達に代えて公示送達を行います。

現在、本町の掲示場に掲示することで行っている公示送達をインターネット上で不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに本町の掲示場に掲示し、または本庁に設置したパソコン等電子計算機の映像面に表示することで、公示送達を行うことが可能となるものでございます。

25ページに移ります。

次に、第34条の2所得控除と、第36条の2町民税の申告では、特定親族特別控除額を新たに追加しております。

今回の地方税法の改正において個人住民税の所得控除において特定親族特別控除額が追加されました。

特定親族とは、年齢19歳以上23歳未満の親族であり前年の合計所得金額が58万円超過123万円以下であること。納税者と生計が同一であることなど一定の要件があります。控除額につきましては、特定親族の所得が増えるにしたがって段階的に控除

額が減額されるようになっております。

次に、27ページから28ページになります。

第36条の3の2第1項第3号個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書と29ページに移ります。第36条の3の3第1項第3号、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、先ほどご説明をしました特定親族を新たに加え、扶養親族と特定親族の区分を明確化する改正となっております。

次に附則第16条の2の2加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について新しく定めております。

令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこの課税方式について重量のみで紙巻たばこに換算する方式とするほか一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として換算する仕組みとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

ここで休憩します。再開は10時20分です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

築地総務課長。

(築地 仲音 総務課長)

それでは、議案第49号、令和7年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ7千508万5千円を減額

議長

総務課長

<p>議長</p>	<p>し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9千845万2千円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>町長補足説明あり</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>それでは、議案第50号令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ58万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,447万1千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>それでは、議案第51号令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ280万円を追加し予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,271万9千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(田島議員自席より、議長、ちょっこり、ちょっとお願いがある。かまんかい)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>こっち来て、どんなことか分からんのんで。ちょっと待ってください田島さんこっちへ来てください。</p> <p>(田島議員自席より、ここで言わせてもうたらえいのに。)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>説明をね、もう少しね、ゆっくりしてほしいという申出でしたので、今後またその様によろしくお願いいたします。</p> <p>そしたら進めます。大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>それでは議案第52号、令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出それぞれ36万6千円を追加し予算総額を歳入歳出それぞれ2,164万6千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>それでは私のほうから議案第53号、令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算第2号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>第2条収益的収入及び支出の補正につきましてここでは、款を申し上げます。</p> <p>支出科目第1款下水道事業費用の既決予定額1億1,112万3千円に補正予定額33万7千円を追加し、1億1,146万円に、2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第54条令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第1号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>第2条、収益的収入及び支出の補正につきましてここでは款を申し上げます。</p> <p>支出科目第1款簡易水道事業費用の既決予定額8,072万4千円に補正予定額13万円を追加し、8,085万4千円に、第3条、資本的収入及び支出の補正につきまして、収入科目第1款資本的収入の既決予定額8,182万5千円に補正予定額647万9千円を追加し、8,830万4千円とするものであります。</p>

議長	<p>2 ページに移ります。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>以上で一括議題とした提出案件の説明が全て終了いたしました。</p> <p>日程第 16、委員会報告の件を議題とします。</p> <p>東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会からの報告を求めます。</p> <p>高島委員長。</p>
東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員長	<p>(高島 俊彦 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員長)</p> <p>それでは、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会の最終報告を行います。お手元の報告書をご参照くださいませ。</p> <p>本委員会は、議員定数、議員報酬について調査検討を行うため、令和 6 年 12 月定例会において、委員 9 名で設置され、同年 12 月 11 日に第 1 回特別委員会を開催して以来、4 回の委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、議員定数についてであります。本町の実状に見合った議会に再編して、効率的な議会運営を図るために、現行定数から 1 名減の 8 名との削減案を決定し、6 月定例会に提案し、原案可決しております。</p> <p>議員報酬についてであります。幅広い人員確保と議員活動の向上を図っていくために、報酬増額の改正案を示したうえで、報酬額等審議会での審議を要望し、その後いただいた答申書には、</p>

議員定数が1名減となる金額で賄える現在の報酬額より2万円増額することが適当であるが、議員活動の活発化を条件に報酬を増額するとなっており、委員会では、答申内容を尊重することに決定いたしました。

その答申の中の付帯意見には、住民に理解されるような議会活動を行う必要があるなどの議会に対する厳しい意見もありました。

私たち議員は、これらの意見を真摯に受け止め、これからの議会活動の活性化と開かれた議会になるように、議員全員で努力することとしました。以上で本特別委員会の最終報告を終わります。

(田島議員自席より、議長、ちょっと今の意見、反対者がおったということを書いてもらわな困る。)

議長

(福島 登 議長)

意見を言う場じゃないんでね、

(田島議員自席より、みんな賛成じゃない)

議長

(福島 登 議長)

次に進みますよ。いいですか。

特別委員会からの報告は終わりました。

引き続き、日程第17、委員会報告、総務教育民生常任委員会からの報告を求めます。

安岡委員長。

総務教育民生常任
委員長

(安岡 良仁 総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会から先月11月の4日、6日に実施をいたしました町内の銀杏、甲浦の保育園、野根小中学校、甲浦小中学校への保育園、学校訪問についてご報告をいたします。お手元の資料に基づいて報告をいたします。

この保育園、学校への訪問は、各施設の視察、園長及び学校長などの教職員との意見交換を行い、教育行政の側面的な支援を行うことを目的に毎年実施をしております。

今回は総務教育民生常任委員会の委員だけでなく、議員全員で両保育園、各小中学校にお伺いをいたしました。

内容につきましては、お手元の報告書の2ページ、各施設等の改善や要望には両保育園、各学校からの要望事項を記載しております。

この要望書の内容については、所管である教育委員会、住民課で優先順位をつけながら予算措置を検討していただきたいと考えております。

それでは、報告書の3ページから4ページにかけまして、委員会総括の概要を説明し、委員会報告といたします。

まず、両保育園、小中学校の各施設を視察し、園長、学校長から各学校等の取組状況の説明を受け、意見交換を行いました。

銀杏保育園では、園児数、職員数が少なく、プール、園庭などが広いことから、施設の維持管理に苦慮しており、所管の住民課と連携し、施設の管理をする必要がございます。また、甲浦保育園児との交流は図っており、この交流を深めることで、新たな遊びや学びの発見などにつながると、子供の総合的な発達に大きな効果があると考えます。

次に、甲浦保育園でも、園庭の遊具などの安全管理に住民課と

連携して対応していく必要がございます。

また、エアコンが効きにくい園児の教室があり、令和8年度までに早急な対応をする必要がございます。

次に、野根中学校は、現在6名の生徒数でございます。

4年前から、体験授業として取り入れた鮎釣り、サーフィン授業などの他校との交流を深めています。

令和8年度から小中一貫校の移転先である野根小学校のエアコン設置などの要望等ございました。

次に、甲浦中学校では、不登校の子供の居場所づくり、特別教室や体育館へのエアコンの設置等の要望がございました。

次に、甲浦小学校では、前回の学校訪問でも要望があった、運動場横側の通路の舗装を早急に取り組んで頂きたいとの要望がありました。

現在、電子黒板をはじめ、児童生徒にタブレットを使って授業が行われております。

昨年からの要望であります、ICT環境が不具合であり、Wi-Fiが使用できない状態が続いており、早急な改善が必要です。

最後に重複しますが、各保育園、各学校施設の全てに言えることですが、昨今から夏の猛暑による熱中症対策として、各施設へのエアコンの設置を切望するご意見があったので、所管の担当課におかれましては、早急な対応を検討していただきたいと思えます。

以上で総務教育民生常任委員会の保育園、学校訪問についての報告を終わります。

議長

(福島 登 議長)

<p>東洋町議会のデジタル化に関する特別委員長</p>	<p>委員会の報告が終わりました。</p> <p>次に日程第18、委員会報告。</p> <p>東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会からの報告を求めます。大坪委員長。</p> <p>(大坪 千倫 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員長)</p> <p>東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会から中間報告いたします。お手元の報告書をご参照ください。</p> <p>9月議会定例会において、タブレット端末の導入に向けた取組を進めることを報告しましたが、その後の特別委員会の協議内容について中間報告します。</p> <p>定例会報告後、導入費用の調査やスケジュールなどについて関係者と協議を重ね、特別委員会を開催、協議した結果、デジタル化の第一歩として、令和8年度からタブレット端末運用を開始するため、タブレット端末費用を当初予算に計上するよう町へ要望することを決定しました。</p> <p>また、タブレットの運用面については未決定であるので、本特別委員会は継続し、次期改選後の議員で本格的な運用方法についての協議を進めていくこととしました。</p> <p>以上で東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会からの中間報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>特別委員会からの報告が終わりました。</p> <p>以上で本日の議事日程はすべて終了いたします。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会</p>

とし、審議採決並びに一般質問のため、18日午前9時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よってさよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

次回の議会放送は、18日午前9時から放送いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(散会時間：11時25分)

なおこの後、休憩をしますね、35分から総務教育民生常任委員会を議会控室で行いますので、よろしくお願いいたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 福島 登

署名議員 高島 俊彦

署名議員 武小 裕一

